

## 新松田駅北口地区市街地再開発事業に係る都市計画決定（変更）案

## に関する法定縦覧の実施結果について

## 1 実施概要

- (1) 実施期間 令和7年10月29日（水）から令和7年11月12日（水）まで  
 (2) 意見書の提出方法 直接持参、郵便、FAX、電子メール（問い合わせフォーム）

## 2 法定縦覧の結果

- (1) 意見総数 23件（意見提出者数30人：賛成2人、反対28人）

意見内訳	件数
1 市街地再開発事業の決定に関すること	19件
2 地区計画の決定に関すること	2件
3 用途地域の変更に関すること	1件
4 防火地域の決定及び準防火地域の変更に関すること	1件

【参考】その他 47件

- (2) 意見の考慮にあたって

本件法定縦覧は、都市計画における①第一種市街地再開発事業の決定 ②地区計画の決定 ③用途地域の変更 ④防火地域の決定及び準防火地域の変更 の4つの案に関して実施したものであり、「法定図書」を提示してご意見を頂戴しました。

先に実施したパブリックコメントでは、皆様の理解を深めていただくため、「新松田駅北口地区市街地再開発準備組合」で検討された基本計画検討案（抜粋）を添付するなど、現時点では確定していないイメージ図等も添えて丁寧に資料提供を実施致しましたが、今回は都市計画法で定められた手続きに従い、都市計画案に係る図書のみを縦覧に供しました。

募集結果として、同様の意見は集約したところ、23件の都市計画に関するご意見を提出いただきましたが、その内容は歩行者専用デッキ整備による利便性向上や再開発ビル整備への疑問等、市街地再開発に関する意見が大多数を占めました。

他の意見として、パブリックコメントの実施結果と同様に、今回募集しました都市計画決定（変更）へのご意見ではなく、都市計画決定以降に検討していく予定の市街地再開発事業の詳細に関する内容、地権者への対応、事業の周知や手続き及び町財政への負担等に係る質問や意見も多く寄せられました。